

事 務 連 絡

平成24年2月10日

青森県、岩手県  
秋田県、宮城県  
山形県、福島県  
茨城県、栃木県  
群馬県、埼玉県  
千葉県、東京都  
神奈川県、新潟県  
山梨県、長野県  
静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

乾シイタケの出荷管理について（依頼）

標記については、「乾しいたけの安全確保に当たっての当面の留意点について（情報提供）」（別添）により、情報提供しているところです。

今般、流通している乾シイタケから暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出される事例が散見されております。

つきましては、暫定規制値を超過する乾シイタケが流通しないよう、特用林産担当課と連携の上、関係事業者の指導方お願いします。

事 務 連 絡

平成23年11月14日

各 

〔	都 道 府 県	〕	衛生主管部（局）	御中
	保健所設置市			
	特 別 区			

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

乾しいたけの安全確保に当たっての当面の留意点について（情報提供）

今般、林野庁林政部経営課特用林産対策室長より各都道府県特用林産担当課長あてに標記について別添のとおり事務連絡を発出したとの連絡がありましたので、業務の参考に情報提供いたします。

(別添)

事務連絡  
平成23年11月14日

各都道府県特用林産担当課長 殿

林野庁林政部経営課  
特用林産対策室長

乾しいたけの安全確保に当たっての当面の留意点について

平素から、特用林産物の安全確保及び安定供給について、特段の御尽力を賜り感謝申し上げます。

各都道府県におかれましては、生しいたけを中心にきのこ類の放射性物質の検査を実施いただくとともに、出荷自粛等の必要な措置を講じていただいているところです。

こうした中、今後乾しいたけについて、当面の間乾燥状態において食品衛生法上の暫定規制値が適用されることを受け、消費者の安全と安心を一層確保するためには、暫定規制値を超過した乾しいたけが流通しないように取り組むことが必要です。

このため、貴都道府県におかれましては、衛生部局とも連携し、下記の実施について生産者等を御指導くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 乾しいたけの加工に当たっては、生しいたけの検査により安全が確認された地域の生しいたけのうち、放射性物質がなるべく低位のものをを用いること。  
この場合、現時点で得られる知見では、生しいたけを乾しいたけに加工する場合の重量は、10分の1～4分の1程度になることに留意すること。
- 2 乾しいたけの検査に当たっては、乾燥される前の生しいたけの産地が特定できる段階で行うこと。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL:03-6744-2289、FAX:03-3502-8085

・板垣 靖 (yasusi\_itagaki@nm.maff.go.jp)

・中尾光子 (mitsuko\_nakao@nm.maff.go.jp)